

議案第120号
大津市消防本部及び消防署の設置等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年9月17日(火)
消防局 消防総務課

改正の経緯及び概要

1 改正の経緯

大津市中消防署の新庁舎への移転に伴い、「大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和38年条例第26号)」について、同条例別表に記載されている大津市中消防署の位置(住所)について改正するもの。

2 改正の概要

(1) 条例別表関係

現行	改正後
大津市御陵町3番1号	大津市皇子が丘三丁目2番1号

(2) 施行日

規則で定める日から施行

※12月1日の運用開始を予定しており、11月中旬頃に「大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を公布し、施行期日を確定する。